

京都市訓令甲第14号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年12月26日

京都市長 門川大作

別表第4次長の項第15号を次のように改める。

- (15) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定、支給認定の変更及び取消し並びに支出決定に関すること。

別表第4次長の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)